

移転に反対する市議等が あげている理由		反対理由に対するコメント	
市役所は御成町の現在地しかない			
1	＜震度 6 でも倒壊しない＞ 耐震補強により現庁舎の Is 値（構造耐震指標）は 0.6 で、震度 6 クラスの地震で倒壊・崩壊の心配はないから使い続けられよう。	庁舎には、市民サービス提供業務が継続でき、災害対応を担う防災拠点として機能するため、「取りあえず倒壊・崩壊しない目安の Is 値 0.6」の 1.5 倍の Is 値 0.9 の強度が求められる。	執務を継続しながら長寿命化工事をするのは敷地の状況からして難しいが、仮に長寿命化・耐震性能向上の改修ができたとしても、「狭い」という最大の弱点は解消できない。
	＜耐震から免震に変更できる＞ 耐震ブレース（筋交い）を追加するとさらに狭くなると言うなら、免震レトロフィット工法（免震装置を建物の下に挟み込む）で耐震補強すればよい。	本庁舎機能更新に係る基礎調査（2015 年度）で、地下および建物周辺の掘削によるコストや埋蔵文化財への影響などから実現可能性が低いと判断されているし、元々狭いことの解消にはならない。	
	＜築 55 年でもまだまだ使える＞ 現庁舎は 1969 年築で 55 年が経過しているが、コンクリート建築は、適正な修繕・保守により、ずっと長く使い続けられる。	築 60 年に達する頃からコンクリートの中性化が進んで中の鉄筋が錆びてコンクリートの爆裂を誘発することが予測される。現にひさしや柱など複数個所で爆裂が確認されている。外壁の剥離落下で人的被害が生じたら大変。	
2	＜地震計の計測値が低い＞ 議会棟の横に設置されている地震計で計測される震度が近隣市よりも低いことが多いことから現庁舎の地盤が安定していることがわかる。	県調査に基づく「揺れやすさマップ」（250m メッシュ）では市内で「揺れやすさ」が「やや低い」エリアは七里ガ浜東などの丘陵住宅地の一部等に限られており、現庁舎も山側の一面は「やや高い」、今小路側の一面は「高い」に分類される。また、現庁舎は、敷地入り口付近までが最大クラスの津波の想定浸水区域であり、庁舎の背後は、急傾斜地の土砂災害警戒区域・特別警戒区域。	現状において執務（行政サービス）の効率を低下させる狭さであり、大地震発生時には「狭い」ことが「災害対応における脆弱さ」でもある。
3	＜県庁本庁舎は築 96 年＞ 歴史的・文化的価値のある公共の建造物の保全活用の視点で、1928 年竣工で築 96 年の神奈川県庁本庁舎が現役庁舎であることを見習うべきである。	県庁は、本庁舎と空中通路で結ばれた新庁舎（12 階）、西庁舎（9 階）、道路を隔てた東庁舎（11 階）を増設して業務スペースを確保しているので、本庁舎をそのまま残せた。鎌倉市とは全く事情が異なる（※欄外の【注①】参照）	
4	＜鎌倉の歴史的価値を損なう＞ 市役所は、郡衙（古代律令制度下の役所）や幕府があった鎌倉駅近隣地域（現庁舎所在地周辺）にありつづけるべき。	郡衙や幕府があった場所を「まちの中心」と捉えているのか「政治権力・権威のありか」と捉えているのかは不明だが、鎌倉駅近隣地域を他の地域よりも「格上」に位置づけるのは歴史の尊重とは意味が違う。市役所は、まちの主役である市民のための仕事をする場所であり、「権威」の所在ではない。	
5	＜沿岸部の近くにあるべき＞ 津波被害対応の最前線基地となるには現在地にあることが必要。	津波避難は市職員が駆けつけて指示・誘導するのを待つものではなく、浸水箇所からの救出や火災の消火は消防が行う。市役所は、情報収集・発信、避難所設置、復旧・復興へ取り組むため、発災時にも業務継続ができ、外部からの支援を受け入れられる庁舎環境であることが必要。	

深沢は市庁舎整備不適地である		反対理由に対するコメント
1	＜想定最大規模降雨で水害＞ 新庁舎整備予定地は、柏尾川の洪水浸水リスクがある。	計画規模の降雨（24 時間積算雨量 302mm）では洪水による浸水はなく、想定最大規模の降雨（同 632mm）では土地区画整理事業の造成後で 0m～1.5m 程度の浸水想定があるが、浸水高を上回る地盤高に整備することによりリスク回避が図られる。
	＜盛土した用地が「島」になる＞ 深沢土地区画整理事業用地を周囲の道路高に合わせて盛土造成すると豪雨で柏尾川が溢れた際に「島」になり、その分周辺に水が回って水没の度合い増す。	東側と北側は事業用地よりも海拔が高いことからして「島」になるということはありません、柏尾川が溢れた場合に事業用地南側は浸水する可能性があるものの、浸水した水は下流方向（南西）に向けて流れるので、やはり「事業用地が島になる」というイメージに現実味はない。事業用地に雨水貯留施設を整備して用地内に降った雨水が用地外に流れないようにするので、むしろ地域の水害被害の軽減につながる。
	＜柏尾川は特定都市河川＞ 特定都市河川に指定されている境川水系の柏尾川は、氾濫の危険性が高いということになる。	都市化が進むと、宅地化や駐車場・道路整備による舗装などで河川流域の土地の雨水を地下に浸透させる能力が低下し、河川に流入する水量が増えて水害のリスクが増すことから、特定都市河川に指定された河川の流域においては、開発等の雨水浸透阻害行為に対し、雨水流出抑制対策（雨水貯留・浸透施設の設置など）の義務付けと国からの支援が法制化されている。「特定都市河川＝氾濫の危険」ではない。
2	＜液状化のリスク＞ 地下水位が高く不安定な地盤であり、液状化のリスクが高い。	2011 年度実施の地質調査で液状化の可能性がないという結果が出ているが、東日本大震災前の設計指針に基づくものであったため、改めて地質の専門家に最新の指針などに基づく検討及び再検証を行ってもらい、直下型地震の地震動マグニチュード 7.5 を想定しても、液状化による被害発生の可能性はないという判定を得た。庁舎建設にあたっては支持地盤に届く杭を打つ。 （※詳細は、欄外の【注②】参照）
3	＜土壌汚染が問題になった＞ JR 東日本の工場があった土地であり、それ以前の戦時中の使用状況の影響も含め土壌汚染が懸念される。	2002 年の土壌汚染対策法の制定は、工場移転による跡地の再開発が全国的に増加したのに伴い、重金属類や揮発性有機化合物等による土壌汚染や地下水汚染が相ついで発覚したことが背景にある。深沢の事業用地では、市所有の約 8.1ha については、2015 年度までに同法に基づく対策処理を実施済み（徳洲会スポーツセンターが暫定利用していた場所は建物除却後に調査、必要に応じ対策処理）。J R 大船工場および社宅跡地については、J R 東日本が実施済み。
4	＜道路事情・交通アクセス＞ 深沢の事業用地周辺の道路事情が悪い（現状でも渋滞し、将来の交通量増加に対応できるように見えない。深沢小学校の通学路の安全通行の確保も課題）。新庁舎へのアクセスとなる新たなバス路線の見通しも示されていない。	2023 年度に現状の交通状況と将来想定される交通量などを見据えた道路整備計画の策定と関連する道路の予備設計を実施し、既存の計画に具体的取組みを追加して課題解決の道筋を示している。 新庁舎へのアクセス路線については、バス事業者と開始時期や利用者数予測などを踏まえた協議をすることになるので具体案が示されるのはまだ先になるが、当然検討される。
5	＜深沢では司令塔にならない＞ 深沢に市庁舎があっても大地震の災害対応の司令塔にならない。	災害対策本部を開設し、庁舎に合築する消防本部と連携し、全庁で災害対応・復旧にあたり、支援の受入れ環境を整えるのが司令塔機能。

新庁舎整備は金がかかる		反対理由に対するコメント
1	<市の財政を圧迫する> 新庁舎の整備コストは、物価高騰・人手不足の趨勢を背景に必ず増額更新される。新庁舎整備は、移転後の跡地の整備も合わせると莫大な経費になり、市の財政を圧迫する。	■ 市庁舎整備のコスト比較(本庁舎整備方針 2017.3)では、建替え・長寿命化・移転の3手法において、必要な面積を1つの建物で整備できる「移転」が、工事費の単価が他よりも抑えられ、仮庁舎や複数回の移転の経費が発生せず、有利であるという結果が示された。 ■ 建設資材費や労務費の高騰は予測されるが、その動向を注視しつつ、必要に応じて時点修正を行いながら、適切に事業を進めていくことになる。金利については工事費の調達時期が遅れるほど不利になるので、「急ぐ必要はない」という主張には賛同できない。 ■ 新庁舎・市役所所在地・深沢地区の整備事業費は、各事業期間に合わせ執行される。建設的な事業は多々あるが、実施時期・事業費負担の年度の分散化に考慮し、市債の償還額が各年度で過度に膨くれ上がり、財政を圧迫することがないように図られる。(※欄外【注③】)
2	<財源は他のことに回すべき> 市民の税金は、新庁舎の整備よりも市民サービスの向上に回すべきだ。	かつて「待機児童問題が解決しないのに台峯整備の緑地購入経費を支出するな」と主張した議員がいた。待機児童解消に向けた有効な対策があれば市費を充てるべきだが、緑の保全の経費とは別個の問題。市は、市民の日常生活に必要なサービスの提供に努めなくてはならないが「新庁舎整備より市民生活の支援を優先する」ということにはならない。将来にわたって市民生活を支えるための市庁舎整備であり、しかるべき事業をしかるべき時期に実施しないのは市政の停滞。
地方自治法などの法令に反する		反対理由に対するコメント
1	<地方自治法第4条2項に抵触> 地自法4条2項(事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない)の「交通の利便性」に関し、深沢の移転先は問題がある。	4条2項は、交通・情報通信の状況や国と市町村との関係が今日とは大きく異なる1952(昭和27)年の地方自治法改正で追加された規定。まず、条文は「市内で最も交通の便が良いところ」という意味ではない。また、深沢の移転先は交通不便な場所とは言えず、「当該地方公共団体に関する諸般の事情を総合考慮した上で、政策的、技術的な見地から総合的に判断されるべき」という判例からも、法に抵触しない。但し、市は利便性の向上には努めるべきで、新庁舎にアクセスするバス路線の開設を促し、バス代が高額になる地域からの来庁者には帰路のバス券を交付するなどの負担軽減策を検討することが望まれる。
	同上「他の官公署との関係等」でも問題がある。	市は「開庁を端緒に新たなまちづくりが行われ、官公署にあたる都市機能も集積されていく」としており、交通・情報通信が発達した今日においては「官公署が市役所の徒歩圏にないと不便で困る」ということはまれ。
2	<位置条例否決で移転は不可> 庁舎移転を可能とする法的根拠がない。	地自法に庁舎の位置を変更する場合の位置条例の改正時期の定めはなく、法的には開庁までに改正すればよい。条例案は再提案できる。
その他(根拠のない決めつけ)		反対理由に対するコメント
1	市庁舎整備は利権のため	具体的な事実や根拠を示さず、何をもって利権というのか?!「大規模公共事業に利権はつきもの」という先入観を既定事実化する扇動。
2	近くにある三菱電機鎌倉製作所は有事の際に攻撃対象となる。	ミサイル攻撃を受けるような有事に備えるより、絶対に有事にならないようにするべきであるし、ミサイル攻撃されたら全市壊滅状態に。
3	藤沢市側のシンボル道路も作れず、市役所移転はできっこない。	藤沢市が取組む事業を引合いに出すこと自体おかしいが、「地権者の立退き拒否でシンボル道路は作れない」という議会発言と、当該道路が都市計画決定され県の事業認可を受けていることとは齟齬がある。

【注①】本サイト 2025 年 2 月 6 日付け記事 参照

[古い庁舎の保全には別棟を建てられる敷地が必要 | 保坂れい子](#)

【注②】本サイト 2024 年 8 月 14 日記事

[深沢の液状化リスクを煽るのは地盤防災工学の知見の軽視](#)

【注③】2022 年 9 月策定の新庁舎等整備基本計画で、施設整備費を 170 億円と見積もっているが、この額は基本計画検討時点での整備案に基づき積算した概算費用で、2022 年 1 月頃における市場の状況を反映したものである。

建設工事費 142.4 億円や外構工事費 6.9 億円といった工事費のほかに、調査・設計費などの工事費以外の費用も含む。何より基本計画時点での概算費用であり、建設物価や労務費の変動および基本設計に基づく積算により額の変更は当然ある。

「170 億円以上の見積もりになった場合は施設整備を取りやめる」などという目安の額ではない。完成後 50 年以上にわたって使い続ける施設であるから、基本設計段階で建物の質や性能、使い勝手などを犠牲にしてまで 170 億円以内に抑えるコストカットを図るような目安の額でもない。